

2026

8/9

No.911

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

- 日本年金機構
 - ・「わたしと年金」エッセイ募集中
 - ・「わたしと年金」エッセイアニメーション動画のご案内
- 全国健康保険協会 佐賀支部
 - ・ 定期健診結果ご提供のお願い
 - ・ 高齢受給者証の負担割合が現在「3割」となっている方へ
- 佐賀県社会保険協会
 - ・ 社会保険事務講習会のご案内
- 佐賀労働局
 - ・ 令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます！
 - ・ 年金出張相談窓口のご案内
 - ・ 協会費のお支払いは「口座振替」が便利です！



(株)名村造船所 伊万里事業所

会員事業所 information



株式会社 名村造船所
NAMURA SHIPBUILDING CO., LTD.

詳しい情報はここから▶▶▶



当社は、1911年(明治44年)に大阪市で創業以来、1世紀以上にわたり世界中のお客様に向けて船舶を建造・提供してまいりました。1973年(昭和48年)には伊万里事業所の操業を開始し、新造船事業を中核として、大型商船の建造や橋梁・鋼構造物の製造など、幅広いものづくりを展開しております。長年培ってきた高い技術力とものづくりへの情熱のもと、「お客様が真に求めておられるものを提供し続ける」という思いを大切にしながら、高品質な製品づくりを推進するとともに、環境負荷低減にも注力し、ゼロエミッション船をはじめとした環境対応船の建造を積極的に進めております。また、地域に根ざした企業として、佐賀県伊万里市を拠点に地域雇用の創出や人材育成、地域社会との連携にも努めており、今後も、メーカーとして技術・技能の研鑽と技術開発を重ねながら、経済活動と地球環境保全との調和を図り、地域社会および国際社会に貢献できる企業を目指してまいります。

所在地：佐賀県伊万里市黒川町塩屋5番地1
TEL: (0955)-27-1121



鷹島肥前大橋



LNG/MGO 二元燃料ばら積み運搬船

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <https://www.syahokyo-saga.or.jp/>

佐賀県社会保険協会

検索



「わたしと年金」 エッセイ 募集中

世代を超える。
今だからこそ、伝えたい。

募集期間

令和8年6月1日(月)～
令和8年9月7日(月) 消印有効

応募要項

- ・公的年金の大切さ、応募者ご自身やご家族との公的年金制度のかかわり、公的年金についてのあなたの考えなど、公的年金制度をテーマにしたエッセイ。
- ・日本語で1,000～2,000文字程度。
- ・作品用紙の裏に、氏名、ふりがな、年齢、住所、電話番号、職業または所属※(会社名、学校名等)を明記してください。
※会社、学校等を介さずに個人で応募することが可能です。
- ・内容は応募者本人が創作したもので、未発表のものに限ります。(応募作品は返却しません。)

発表

受賞作品は日本年金機構ホームページに全文を掲載する(11月下旬予定)他、日本年金機構が発行する刊行物への掲載等を行います。
受賞作品の著作権は日本年金機構に帰属します。
受賞者の氏名、年代、住所地の都道府県を公表します。



詳細は、左記の二次元コードを読み取り、日本年金機構ホームページの「わたしと年金」エッセイについてご覧ください。

賞

厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞、入選

賞状の授与並びに記念品を贈呈します。

応募資格

中学生以上の方

提出先

日本年金機構 事業推進統括部
地域年金事業グループ わたしと年金 担当
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

お問い合わせ先

日本年金機構 事業推進統括部
地域年金事業グループ わたしと年金 担当
(電話番号) 03-5344-1100 (代表)

主 催

後 援



全国高等学校長協会
全国都道府県教育委員会連合会

「わたしと年金」エッセイアニメーション動画のご案内

「わたしと年金」エッセイの受賞作品のアニメーションを、日本年金機構ホームページに掲載しています。学生や現役世代の方の体験談から、年金の大切さや意義について思いをつづった作品となっていますので、ぜひご覧ください。

「わたしと年金」エッセイとは

日本年金機構では、公的年金の大切さや意義を皆さまと一緒に考えていきたいと思い、毎年公的年金を題材とした「わたしと年金」エッセイを募集し、優秀な作品を表彰しています。

〈動画の視聴方法〉

① パソコンの場合

日本年金機構ホームページよりご視聴ください。

「わたしと年金」エッセイ

検索

<https://www.nenkin.go.jp/info/torikumi/nenkin-essay/index.html>

② スマートフォンの場合

以下の二次元コードを読み取り、ご視聴ください。

(左記の日本年金機構ホームページからもご視聴いただけます。)

「わたしと年金」エッセイ
アニメーション動画特設案内ページ



令和6年度厚生労働大臣賞 受賞作品

あらすじ

子供が生まれる予定日の1か月前、夫が原因不明の脳炎で倒れ、意識が戻らない状態となってしまった。

夫はなんとか意識を取り戻したものの後遺症が重く、自身が家族を支えていかなければならない状況となり、社会保険労務士を目指すことにしたわたしは・・・



令和6年度日本年金機構理事長賞 受賞作品

あらすじ

母の眼の病気が悪化したため眼科を受診したところ、身体障害者二級相当だと判明した。

新型コロナウイルスの影響でただでさえ家庭が経済的に厳しい状況にあり、高校へ進学することができるのか不安に感じていたところ、障害年金の受給資格があることを知り・・・



社会保険料
(国民年金保険料)は
納付期限内に
納付しましょう。

令和8年8月分 保険料の納付期限は **令和8年9月30日(水)**です。

令和8年9月分 保険料の納付期限は **令和8年11月 2 日(月)**です。

事業主の皆さまへ

定期健診結果ご提供のお願い

協会けんぽの生活習慣病予防健診や人間ドック健診以外の健診を受けられた方につきましては、健診結果のご提出にご協力をお願いいたします。

健診結果ご提供のメリット



①健康サポート（特定保健指導）を受けられる！

健診結果からメタボリックシンドロームのリスクがあると判断された40歳から74歳までの方が受けられます。



②ご自身の健診結果をマイナポータル上で確認できる！

マイナンバーカードをお持ちの方は、原則マイナポータルからご確認いただくことができます。

提供依頼書を協会けんぽへご提出ください

入手方法

- ①佐賀支部にお電話にて「提供依頼書」の送付依頼
- ②佐賀支部HPにてダウンロード
佐賀支部HP>佐賀支部の健診・保険指導のご案内>事業主の皆さまへ定期健診結果のご提供のお願い>提供依頼書（PDF）

《健診結果ご提供の流れ》



ご提出後は、佐賀支部が健診機関へ依頼手続きをします。※健診機関がデータを作成不可等の理由で提供が困難な場合は、後日事業所様に健診結果の写し等のご提出をお願いする場合がございます。

よくあるご質問

Q. 個人情報である健診結果を提供して問題になりませんか？

A. 協会けんぽへ健診結果をご提出いただくことは、法律※で認められており、責任を問われることはありません。※高齢者の医療の確保に関する法律（第27条）

Q. 提供依頼書は毎年提出するものですか？

A. 以前にご提出いただいている場合、再度ご提出は不要です。1回のご提出で継続的に有効となります。ただし健診機関が変わった場合は、ご提出をお願いします。



「もしも」と「いつも」に安心を。

協会けんぽ

全国健康保険協会 佐賀支部

〒840-8560

佐賀市駅南本町6-4佐賀中央第一生命ビル

TEL 0952-27-0611（代表）

高齢受給者証の負担割合が現在「3割」となっている方へ

昨年の収入が一定の基準を下回る場合は 一部負担金の割合が「2割」になります

医療機関における一部負担金の割合が現役並み所得者であるとして「3割」となっている方であっても、令和7年（2025年）中の収入が、以下の基準収入額未満である場合、申請により一部負担金の割合が「3割」から「2割」になります。

70歳以上の被扶養者を有する場合	70歳以上の被扶養者を有しない場合	(被保険者の収入が383万円以上の方のうち) 旧被扶養者を有する場合
(被扶養者の収入と合わせて) 520万円未満	383万円未満	(旧被扶養者の収入と合わせて) 520万円未満

制度の詳細や申請方法はこちら

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat710/sb3160/sbb3166/260812#linkseido>



令和7年度被扶養者資格の再確認にご協力いただきありがとうございました

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、令和7年11月から12月にかけて被扶養者資格の再確認を実施しました。

事業主・加入者の皆様には、ご多忙なところ、「被扶養者状況リスト」等の提出にご協力いただき、誠にありがとうございました。

令和7年度被扶養者資格再確認の結果

被扶養者の解除になられた人：**約18.8万人**（令和8年3月31日現在）

被扶養者の解除により見込まれる前期高齢者納付金の負担軽減額：**6億円程度**

届出はその都度必要です！

就職や一定の収入を超えた場合など、被扶養者の条件に該当しなくなったときは、その都度「**健康保険被扶養者(異動)届**」の提出が必要です。

被扶養者に異動があった場合は、すみやかな届出にご協力をお願いします。

※提出先は日本年金機構となります。

協会けんぽ佐賀支部のビル名が変更になります

佐賀中央第一生命ビル



令和8年10月1日から

ユニバース佐賀ビル

申請は電子申請がおすすめです！

電子申請のページ▶



佐賀支部LINE友だち募集中！

LINE登録▶





令和8年度

社会保険事務講習会のご案内

『出産・育児に関する制度』

これからの女性の活躍をサポートする出産・育児に関する充実した社会保障制度について学びます。

令和8年	会場	講師
9月11日(金)	佐賀 アバンセ	横田 弘美 特定社会保険労務士

【講師は変更となる場合があります】

対象者 社会保険事務担当者の方

テキスト 「出産・育児・介護のお休みともらえるお金」



**9/1(火)より
受付開始!**

『ライフステージにおける社会保険・労働保険』(初級編)

社会保険事務担当者や若年従業員の方を対象に、入社後における様々な場面で知っておきたい基礎的な制度や必要な手続き等について学びます。

令和8年	会場	講師
10月13日(火)	佐賀 アバンセ	横田 弘美 特定社会保険労務士

【講師は変更となる場合があります】

対象者 社会保険事務担当者の方や若年従業員の方

テキスト 「ライフステージにおける社会保険・労働保険」



● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 **50名**

参加費 **会員事業所は無料**

(但し、非会員事業所及び令和8年度会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法 **ホームページ**よりお申込み下さい。

佐賀県社会保険協会

検索

お申し込み後、登録されたメールアドレスに受講通知(申込完了)のメールが届きますので、講習会当日、メールの画面を印刷してご持参ください。

なお、定員が上限に達している場合や今年度の会費の入金を確認できない場合は、当協会よりご連絡いたします。

また、メールが届かない場合は、お手数ですが当協会までご連絡をお願いします。



お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

事務講習会お申し込み後、都合により
キャンセルされる場合は、早めにご連絡
いただきますようお願いいたします。



令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます！

カスタマーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、**以下の措置を必ず講じなければなりません。**

(太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。)

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①カスタマーハラスメントには**毅然とした態度で対応し、労働者を保護する**旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②カスタマーハラスメントの内容及び**あらかじめ定めた対処の内容**(※)を、労働者に周知する
(※) 管理監督者にその場の対応の方針について指示を仰ぐ、可能な限り労働者を一人で対応させない、犯罪に該当し得る言動は警察へ通報する、本社・本部等へ情報共有を行い指示を仰ぐ 等

◆相談体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
- ④相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑥被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑦再発防止に向けた措置を講ずる

◆対応の実効性を確保するために必要なカスタマーハラスメントの抑止のための措置

- ⑧特に悪質と考えられるカスタマーハラスメントへの**対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する**

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
- ⑩相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止のために講ずべき措置

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、労働者に周知・啓発する
- ③**求職活動等に関するルール**(※)をあらかじめ明確化し、労働者及び**求職者等**に周知・啓発する

※ 例えば、面談時間及び場所の指定、実施体制、やり取りに用いるSNSの種類指定等、面談等を行う際の規則など

◆相談体制の整備

- ④相談窓口をあらかじめ定め、**求職者等**に周知する
- ⑤相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑥事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑦被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑧行為者に対する措置を適正に行う
- ⑨再発防止に向けた措置を講ずる

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑩相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者及び求職者等に周知する
- ⑪労働者が事実関係の確認等の事業主の措置に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

お問い合わせ先



佐賀労働局雇用環境・均等室

0952-32-7218 (受付時間 平日8:30~17:15)

《出張相談【予約制】》

出張相談所	開設日・相談時間	8月	9月	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	5日・19日	2日・16日	佐賀年金事務所 0952-31-4191
	第2・4火曜日 10:00～16:00	25日	8日	
基山町役場	第1月曜日・毎週金曜日 9:30～15:30	3日・7日・14日 21日・28日	4日・7日・11日 18日・25日	唐津年金事務所 0955-72-5161
伊万里市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	4日・18日	1日・15日	武雄年金事務所 0954-23-0121
鹿島市役所	第2水曜日 10:00～15:00	12日	9日	
有田町役場				

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。

年金事務所受付時間：平日（月曜～金曜）の8:30～17:15まで
年金相談の時間延長 週初めの開所日 17:15～19:00
県内年金事務所の第2土曜日の休日相談については予約制です。
受付時間 9:30～16:00

※年金事務所では予約による年金相談を受付けておりますので、希望される日の前日までに申込みください。

予約申込先

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890

（ナビダイヤル）

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6631-7521

（一般電話）

受付時間：月～金曜日（平日）8:30～17:15
※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
ご連絡の際は、基礎年金番号か個人番号（マイナンバー）の分かるものをご準備ください。

事業主の皆様

協会費のお支払いは「口座振替」が便利です！

佐賀県社会保険協会費のお支払いには、口座振替が利用できます。是非ご検討いただき、当協会ホームページより口座振替手続き用紙の送付をご依頼ください。

佐賀県社会保険協会

Q 検索



口座振替の
ごあんない

手続きはこちら

【口座振替】のメリット

- ① 請求の都度、会費のお支払いのためにコンビニや金融機関へ出向いたり、振込手続きを行う必要がありません。
- ② 一度お手続きいただくとお支払いの「忘れ」や「遅れ」がありません。
- ③ 6月上旬に冊子「社会保険の事務手続き」をお送りします。
- ④ 手数料はかかりません。

便利

安心

确实



令和8年度 社会保険協会費の納入のお願い

7月10日時点で令和8年度の社会保険協会費の納入が確認できていない事業所様につきまして、右の封筒により、8/9月号の広報誌に社会保険協会費の「払込票」を同封しておりますので、お早めにお支払いいただきますようお願いいたします。

入金が確認でき次第、冊子「社会保険の事務手続き」をお送りいたします。今年度の事務講習会の受講も無料となります。



この封筒でお送りしています